

■ 工事における最低制限価格算出方法等の改正について

平成24年1月27日付けの「平成24年からの入札契約制度の改正について」において、「工事における最低制限価格算定式及び最低制限価格算出方法の改正」をお知らせいたしましたが、改正内容に関するお問い合わせがありましたので、再度、改正内容について周知することといたします。

【改正の内容】

区分	改正後	改正前
積算に対する割合	現場管理費×0.8	現場管理費×0.7
算出方法	<p>算出方法＝「(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3) 」×α</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出式中のαは0.990～1.000の範囲内で契約権者が抽選により決定した数値 <u>上記算出式による額（「 」までの額）が、予定価格の9/10を上回る場合は「予定価格×9/10」×αを、予定価格の7/10を下回る場合は予定価格×7/10が最低制限価格となります。</u> 	<p>算出方法＝「(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3)×α」</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出式中のαは0.990～1.000の範囲内で契約権者が抽選により決定した数値 <u>上記算出式による額が、予定価格の9/10を上回る場合は予定価格×9/10を、予定価格の7/10を下回る場合は予定価格×7/10が最低制限価格となります。</u>

3 適用時期

平成24年2月1日以後の公告に係る契約から適用

（ 制度改正に関するお問い合わせ先
 総務部管財契約課契約係 佐藤
 045-363-5065 ）